

令和5年 第7回臨時会

# 道志村議会会議録

令和5年11月27日 開会

令和5年11月27日 閉会

道志村議会

## 令和5年第7回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (11月27日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第57号から議案第60号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第61号から議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	11
○閉議の宣告	15
○閉会の宣告	15
○署名議員	16

道志村告示第14号

令和5年第7回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月17日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和5年11月27日（月）
- 2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール
- 3 付議案件
  - (1) 工事請負契約の締結について
  - (2) 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
  - (3) 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - (4) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - (5) 道志村会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - (6) 令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）
  - (7) 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
  - (8) 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
  - (9) 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
  - (10) 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
  - (11) 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和5年第7回道志村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和5年11月27日（月曜日）午後2時50分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第56号 工事請負契約の変更について（道志村役場庁舎建設工事）
- 第 4 議案第57号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第59号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第60号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第61号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）
- 第 9 議案第62号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第63号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第64号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第65号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第66号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）

---

### 出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	佐 藤 文 泰 君	総 務 課 長	菅 谷 克 士 君
住民健康課長	山 口 かおり 君	産 業 振 興 課 長	山 口 俊 一 君
ふるさと振興 課 長	金 子 尚 章 君	教 育 課 長	山 口 登 美 君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 佐 藤 勇 樹 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第7回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

(午後2時50分)

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔「村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第7回道志村議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、村議会臨時会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、議員の皆様のご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の臨時議会にご提出いたします議案は、人事院勧告における国家公務員の改定や、山梨県人事委員会の勧告に伴う山梨県職員の改定に準じて、本村においても公民格差を解消するため、初任給をはじめ特に若年層に重きを置いて、給料月額を平均で0.91%引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間支給額を0.1月分引き上げる給与改定の条例改正を行い、一般会計及び5つの特別会計で人件費に係る補正予算を増額する内容となっております。また、一般職の引き上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当も0.1月分引き上げる条例改正及び補正予算の内容となっております。また、会計年度任用職員においても、常勤職員の給与改定に準じて条例を改定する内容となっております。

このほか、令和4年9月12日に一般競争入札に付した、(明許)道志村役場庁舎建設工事について、請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により定めた、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、議案審議でご説明させていただきますので、議員の皆様においては、慎重なるご審議の程、よろしく願いいたします。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、午後1時30分より、やまゆりセンター2階控室において委員会を招集し、委員4名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局長の出席がありました。

第7回臨時会について、会期は本日限りの1日とし、配布してある日程表のとおりとすることと決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） なお、本臨時会において、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第5番議員、佐藤喜章君及び第6番議員、白井勝光君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。



本臨時会の会期は、本日限りの1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日と決定しました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第56号 工事請負契約の変更について（道志村役場庁舎建設工事）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 議案第56号 工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

令和4年9月12日、一般競争入札に付した（明許）道志村役場庁舎建設工事について、次のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。1 契約の目的、（明許）道志村役場庁舎建設工事請負代金額の変更。増額及び工期の変更です。2 変更前の請負額、5億6,870万円。3 変更後の請負額、5億6,893万1千円。23万1千円の増額。4 変更前の工期令和4年9月20日から令和5年12月20日。5 変更後の工期令和4年9月20日から令和6年3月15日。6 契約の相手方、山梨県富士吉田市下吉田5丁目15番29号、芙蓉建設株式会社代表取締役、大森朋彦。

提案理由ですが、令和4年第5回道志村議会定例会の議決を経て締結した（明許）道志村役場庁舎建設工事の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 工事請負契約の変更について（道志村役場庁舎建設工事）については原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第57から議案第60号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第57号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第60号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第57号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給料月額を、初任給をはじめ特に若年層の給与に重点を置いたプラス改定を行い、勤勉手当の支給月額についても0.1月引き上げるため、道志村職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で条例第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、第17条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の62.5」に改め、条例第17条の4第2項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に、「100分の

57.5」を「100分の62.5」に改め、別表第2から第2の4までを別表のように改正するものです。また、第2条で条例第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、第17条3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の60」に改め、第17条の4項第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の62.5」を「100分の60」に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和6年4月1日から施行すると定め、改正後の道志村職員給与条例別表第2から別表第2の4までの規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条第2項、第17条第3項及び第17条の4第2項の規定は令和5年12月1日から適用し、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の道志村職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなし、附則第3条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

引き続き、議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の勤勉手当の支給月額について0.1月引き上げる条例の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数を、職員の引き上げに準じて0.1月引き上げるものであります。

改正内容は、第1条で第5条3項中「12月に支給する場合には、100分の220.0」を「12月に支給する場合には100分の230」に改正するものです。また、第2条で第5条第3項中「100分の220.0」を「100分の225.0」に、「100分の230.0」を「100分の225.0」に改正するものです。

なお、附則第1条で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条の規定が令和6年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。

続いて、議案第59号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例についてご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給月額について0.1月引き上げる条例の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給月数を、職員及び特別職の引き上げに準じて0.1月引き上げるものです。

改正内容は、第1条で条例第6条2項中「12月に支給する場合においては、100分の180.0」を「12月に支給する場合においては100分の190.0」に改正するものです。

また、第2条で条例第6条第2項中「100分の180.0」を「100分の185.0」に、「100分の190.0」を「100分の185.0」に改正するものです。

なお、附則第1条で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和6年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。

続いて、議案第60号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給料月額においてプラス改定を行うことに伴い、給料表の改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で別表第2の会計年度行政職給料表から別表第2の4会計年度教育職給料表までを別表のように改正するものです。

なお、附則第1条で施行期日を令和6年4月1日から施行すると定め、附則第2条で、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてあります。

以上、議案第57号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例から、議案第60号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号から、議案第60号の4案件について採決いたします。

お諮りします。

議案第57号から、議案第60号についての4案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例から、議案第60号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4案件は原案のとおり決定しました。

---

◎議案第61号から議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、議案第61号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）から日程第13号、議案第66号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）までの6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第61号令和5年度 道志村一般会計補正予算（第4回）について説明いたします。

令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）につきましては、第1表歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6百62万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9千1百9万4千円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、18款繰入金で、道志村財政調整基金繰入金662万1千円の増額となっております。

歳出につきましては、令和5年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえた職員及

び会計年度任用職員の給与を増額するものと、職員及び特別職、並びに議会議員の期末手当等を増額するものです。

科目ごとの内容については、1款議会費において、職員給料、手当、共済費の増で23万4千円の増額、2款総務費において、職員給料、手当、共済費の増で337万4千円の増額、3款民生費において、職員給料、手当、共済費及び介護保険特別会計操出金の増で188万6千円の増額、4款衛生費において、職員給料、手当、共済費の増額のほか、国民健康保険診療所特別会計操出金で、職員の減に伴い一般会計からの操出金が減額し、差引で121万1千円の減額、6款 農林水産業費で、職員給料、手当、共済費の増で65万4千円の増額、7款商工費で、職員給料、手当、共済費の増で27万1千円の増額、8款土木費で、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計において、職員給料、手当、共済費の増額により操出金が72万6千円の増額、10款教育費で、職員給料、手当、共済費の増で687千円の増額となりあわせて、662万1千円の増額となっております。

以上が、令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）の内容です。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第62号令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,684万4千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、8款繰入金20万8千円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費20万8千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしく願います。

続きまして、議案第63号令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,648万9千円とするもの

であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款繰入金139万1千円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費139万1千円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第64号令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,101万9千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金27万6千円を増額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費の営業費27万6千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、続きまして議案第65号令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,809万4千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款繰入金22万7千円を増額するものです。

歳出につきましては、4款地域支援事業費22万7千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第66号令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,510万9千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金45万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の営業費 45万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号から、議案第66号の6案件について採決いたします。

お諮りします。

議案第61号から、議案第66号についての6案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号令和5年度道志村一般会計補正予算（第4回）から日程第13号令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、以上6案件は、原案のとおり決定しました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

◎村長挨拶



○議長（出羽和平君） ここで、閉会にあたり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第7回道志村議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の村議会臨時会に、ご提出いたしました議案につきましては、議員各位の慎重なるご審議を賜り、原案どおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

職員の給与改正については、人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告を受け、情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保し、効率的な行政運営の基盤を築くものであります。

これからも、職員が一丸となって各種事業を遂行し、住民の皆様が「安心・安全で豊かな村づくり」の実現を実感いただけるよう、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、空気が冷たくなり寒さが深まってきましたが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され益々のご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、令和5年第7回道志村議会臨時会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和5年第7回道志村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時25分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---